

令和 2 年

奥州金ヶ崎行政事務組合議会会議録

第 2 回定例会 10 月 30 日招集

奥州金ヶ崎行政事務組合議会

令和 2 年 第 2 回
奥州金ヶ崎行政事務組合議会
定例会 会 議 録

令和2年第2回奥州金ケ崎行政事務組合議会定例会会議録

議事日程第1号

令和2年10月30日（金）午前10時開議

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 諸般の報告
- 第4 一般質問
- 第5 報告第1号 令和元年度奥州金ケ崎行政事務組合胆江広域水道用水供給事業会計資金不足比率の報告について
- 第6 議案第1号 奥州金ケ崎行政事務組合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について
- 第7 議案第2号 奥州金ケ崎行政事務組合火災予防条例の一部改正について
- 第8 議案第3号 令和2年度奥州金ケ崎行政事務組合一般会計補正予算（第4号）
- 第9 議案第4号 令和2年度奥州金ケ崎行政事務組合胆江広域水道用水供給事業会計補正予算（第1号）
- 第10 議案第5号 令和元年度奥州金ケ崎行政事務組合一般会計歳入歳出決算認定について
- 第11 議案第6号 令和元年度奥州金ケ崎行政事務組合胆江広域水道用水供給事業会計利益の処分及び決算の認定について

~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~

本日の会議に付した事件

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 諸般の報告
- 第4 一般質問
- 第5 報告第1号 令和元年度奥州金ケ崎行政事務組合胆江広域水道用水供給事業会計資金不足比率の報告について
- 第6 議案第1号 奥州金ケ崎行政事務組合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について
- 第7 議案第2号 奥州金ケ崎行政事務組合火災予防条例の一部改正について
- 第8 議案第3号 令和2年度奥州金ケ崎行政事務組合一般会計補正予算（第4号）
- 第9 議案第4号 令和2年度奥州金ケ崎行政事務組合胆江広域水道用水供給事業会計補正予算（第1号）
- 第10 議案第5号 令和元年度奥州金ケ崎行政事務組合一般会計歳入歳出決算認定について

第11 議案第6号 令和元年度奥州金ヶ崎行政事務組合胆江広域水道用水供給事業会計利益  
の処分及び決算の認定について

出席議員（12名）

議 長 阿 部 加代子 君  
1 番 高 橋 晋 君  
2 番 小野寺 満 君  
3 番 高 橋 浩 君  
4 番 千 葉 康 弘 君  
5 番 瀬 川 貞 清 君  
6 番 高 橋 藤 宗 君  
7 番 廣 野 富 男 君  
8 番 有 住 修 君  
10 番 今 野 裕 文 君  
11 番 渡 辺 忠 君  
12 番 青 木 俊 悦 君

欠席議員（1名）

9 番 小野寺 重 君

説明のための出席者

管 理 者 奥 州 市 長 小 沢 昌 記 君  
副 管 理 者 金 ヶ 崎 町 長 高 橋 由 一 君  
副 管 理 者 奥 州 市 副 市 長 及 川 新 太 君  
監 査 委 員 鈴 木 龍 司 君  
事 務 局 長 千 田 淳 一 君  
事 務 局 次 長 兼 企 画 総 務 課 長 北 條 光 君  
施 設 管 理 課 長 兼 長 寿 命 化 事 業 推 進 室 長 菅 原 優 君  
会 計 管 理 者 兼 水 質 管 理 課 長 千 葉 美 隆 君  
消 防 長 及 川 健 君  
消 防 次 長 兼 消 防 総 務 課 長 平 裕 司 君  
消 防 次 長 兼 予 防 課 長 千 葉 直 君  
消 防 次 長 兼 消 防 救 急 課 長 小 野 寺 和 則 君  
水 沢 消 防 署 長 菅 野 一 美 君  
江 刺 消 防 署 長 志 和 純 君

|         |             |        |
|---------|-------------|--------|
| 消防救急課主幹 | 兼危機管理室長     | 高橋洋男君  |
| 消防救急課主幹 | 兼通信指令室長     | 小原洋一郎君 |
| 企画総務課   | 課長補佐        | 菅原敏幸君  |
| 施設管理課   | 課長補佐        | 廣野克哉君  |
| 水質管理課   | 課長補佐兼水質保全係長 | 藤原文司君  |
| 水質管理課   | 課長補佐兼浄水係長   | 岩淵充君   |
| 消防総務課   | 課長補佐兼総務係長   | 北條芳文君  |
| 企画総務課   | 企画総務係長      | 佐藤由雄君  |
| 企画総務課   | 財政係長        | 小山美奈子君 |
| 施設管理課   | 管理係長        | 鈴木伸司君  |
| 企画総務課   | 主任          | 本明達也君  |



議 事

午前10時 開議

○議長（阿部加代子君） これより令和2年第2回奥州金ケ崎行政事務組合議会定例会を開会いたします。

出席議員は定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

遅参通告者は9番小野寺重議員であります。

本日の会議は議事日程第1号をもって進めます。

~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~

○議長（阿部加代子君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第73条の規定により、議長において、7番廣野富男議員、8番有住修議員の2名を指名いたします。

~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~

○議長（阿部加代子君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。本定例会の会期は、お手元に配付しました予定表のとおり本日1日限りとしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部加代子君） ご異議なしと認めます。よって、会期は本日1日限りといたします。

~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~

○議長（阿部加代子君） 日程第3、諸般の報告を行います。

監査報告は、お手元に印刷配付のとおりであります。これに対し質問ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部加代子君） 質問なしと認めます。

なお、今期定例会に提出のため管理者より議案等7件の送付を受けております。

これをもって報告を終わります。

~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~

○議長（阿部加代子君） 日程第4、一般質問を行います。

通告順に質問を許します。

初めに、5番瀬川貞清議員。

〔5番瀬川貞清君登壇〕

○5番（瀬川貞清君） 5番瀬川貞清です。さきに通告しております奥州金ケ崎行政事務組合定員適正化計画案について、管理者に見解をお伺いいたします。

去る9月25日の全員協議会において、同組合の定員管理計画、財政計画、消防力整備計画が示されました。当日の私の質問に対し事務局長から、これらの計画については議会の議決事項ではないことから、議会での審議、採決という場面はないという趣旨の答弁をいただき

ました。そのため、私は過去の私自身の質問及び同僚議員の質問と、それに対する組合の答弁を踏まえて、職員定員適正化計画についてお伺いをいたします。

私は、2019年11月22日の当議会の一般質問において、事務局職員の定数について質問をいたしました。質問の内容は、発電施設を備えたことにより、点検、管理すべき設備も増え、職員の実務量も増大すると予想されます。施設の安全確保のためには、十分な職員数が必要であると考えます。定数を増やすべきではないかと思いますが、見解を伺いますというものでありました。

これに対し、管理者からの答弁は次のような内容でありました。現在施工中のごみ焼却施設基幹的設備改良工事については、本年9月に完成した1炉発電設備の引渡しを受けるとともに、稼働を始めています。発電設備を運用するに当たり、電気事業法の規定により、ボイラー・タービン主任技術者を必ず配置しなければなりません。組合にはこの資格を有する職員がいないため、ごみ焼却施設の運転業務の委託仕様書に盛り込み、受託者側で配置しております。ただし、ボイラー・タービン主任技術者の選任については、原則として事業用電気工作物を設置する者またはその役員もしくは従業員でなければならないことから、現在いる職員にボイラー・タービン主任技術者資格を取得させるか、あるいは資格のある者を新たに採用する必要があると考えております。本年度中に定員管理計画の策定を行うこととしておりますので、定員数については、全体の業務状況を勘案しながら検討していきたいと考えておりますという答弁でありました。

次に、2020年、本年の1月27日の定例会における今野裕文議員の質問と答弁は、次のようになっております。今野議員の質問、焼却炉の維持管理の費用並びにその業務量について検討、分析する必要があると考えるものであります。焼却炉全体の施設管理ができる職員の育成、またボイラー・タービン主任技師の養成と、実際の保守点検のプロパー職員の確保は欠かせないものと考えます。

この質問に対して管理者からは、今回の基幹的整備改良工事において、新たに整備しました発電設備の運転維持管理に必要なボイラー・タービン主任技術者につきましては、現在組合にはこの資格を有する職員がいないことから、運転管理業務の仕様書に盛り込み、受託者において資格者を配置しております。将来的には組合職員の資格者を配置したいと考えており、受託者側で配置しているボイラー・タービン主任技術者に組合職員への技術指導を行っていただいているところでございますという答弁でありました。

一方、今回示されました定員管理計画の本文を読みますと、6ページの5、業務分析結果に基づく職員数、(1)、業務量の増減の見込みの表の中で、ごみ焼却施設の火力発電設備に伴い、電気事業法の規定に基づくボイラー・タービン主任技術者の養成が必要という記述であります。つまりこの件につきましては、私が質問で取り上げた時点と、その後の当局の答弁、そして新たに示されました定員管理計画に至っても、文面は同じものであり、今日までの進展が見えません。この実情と見通しについてお伺いをいたします。それが第1の質

問であります。

次に、同じページの表の最下段、衛生センター等出納室の欄に、(1)、組織体制を見直し、会計管理者を令和3年度から企画総務課長と兼務とすると記述されております。こういう体制で組合の業務がスムーズに遂行されるのでありましょうか。職員の過重労働につながる危険はないのでありましょうか。それが第2の質問であります。

第3の質問は、定員管理計画の7ページ、消防部門消防総務課の2つ目の表であります。本文では、このように述べております。各分署間の業務量の平準化を図るために、署の統合及び分署の分遣所等への変更を検討し、次期計画にて署所の再編を行うとあります。この文章は、分署の数を減らし、分遣所を増やすということを意味することになるものでありましょうか、お伺いをいたします。

第4に、同じ7ページの水沢消防署と江刺消防署の増員の理由として、防火対象物の査察体制強化及び重大消防法令違反の是正のため、業務量が増加とあります。9ページの表を見ますと、査察調査係が5名から6名に増加される計画のようではありますが、この措置は私たちが一貫して要望をしまりました勤務外の査察業務の是正と結びつくものでありましょうか、お伺いをいたします。

以上、登壇しての質問といたします。

○議長（阿部加代子君） 小沢管理者。

〔管理者小沢昌記君登壇〕

○管理者（小沢昌記君） 5番瀬川貞清議員のご質問にお答えをいたします。

初めに、1点目のボイラー・タービン主任技術者の配置についてお答えします。胆江地区衛生センターごみ焼却施設につきましては、基幹的設備改良工事の実施により、新たに発電設備を設置しており、昨年半ばから発電を開始しております。発電設備の維持管理につきましては、ごみ焼却施設運転業務の受託者においてボイラー・タービン主任技術者を配置し、ボイラーと発電設備の維持管理を行っております。

ボイラー・タービン主任技術者の資格につきましては、非常に需要が高い資格であり、今後のごみ焼却施設運転業務受託者が必ず配置できるのか不透明な部分もあり、組合職員に有資格者を育成し配置することで、施設の安定的な維持管理を確保できるものと考えております。

組合員の資格育成につきましては、現在職員1名をボイラー・タービン主任技術者の職務代理者として実務経験を積ませており、令和4年度中に資格取得を見込んでおります。

次に、発電設備の維持管理に伴う職員の増員のご質問についてお答えをいたします。発電設備の設置により、その維持管理にボイラー・タービン主任技術者としての業務が増えていることは事実であり、現在は運転管理業務受託者に有資格者を配置し、業務を実施しております。組合職員が資格を取得し、発電設備の維持管理業務を担当する際には、運転業務受託

者側に補助職員を配置するなど、業務量が著しく特定の人に増えない工夫を行いたいと考えているところであります。

次に、定員管理計画案についてのご質問にお答えをいたします。定員管理計画案については、全ての組合事業を対象に、計画期間中の業務量の変動を見込み、必要な事務改善の取組も考えながら整備したものであります。今後は、定期的な業務分析を行いながら事務の改善に努め、施設の安全を確保し、業務の円滑な推進を図ってまいります。

なお、今回の計画期間中における会計管理者につきましては、全体の精査の中で企画総務課長の兼務が適当としたものであります。

次に、2点目の査察業務体制のご質問についてお答えをいたします。査察業務に非番の時間を充てていることについては、火災、救急などの災害対応を最優先とする業務体制としていることから、小隊編成を解かれてから査察対応をすることが多くなっているものであります。査察業務を行う予防要員の充足率については、令和元年度消防実態調査において100%となっており、また査察規定に基づく計画査察の執行につきましても、年間1,200件程度の計画に対し、100%実施しているところであります。また、査察業務を行う予防要員につきましては、現在3名の専従査察員を配置しているところであります。これらのことから、査察業務につきましては、予防要員の増員ではなく、日勤の査察員と非番の査察員との連携、協力の下に進めてまいりたいと考えております。

なお、予防要員の体制見直しにつきましては、引き続き予防の業務のニーズとボリュームの変化に注視しながら、機を逃すことなく対応してまいりたいと考えているところであります。

○議長（阿部加代子君） 5番瀬川貞清議員。

○5番（瀬川貞清君） では、再質問をさせていただきますが、第1のボイラー・タービン主任技術者の配置につきましては、この間の答弁によりますと、電気事業法でしたか、法律上設置者が配置をしなければならないということになっておりましたけれども、今計画で令和4年に資格取得をさせて配置をするという答弁でありましたけれども、この間はそういう配置が設置者ではないということになるのかなと思いましたが、今の答弁でこの期間中に配置するということが分かりましたので、了解をいたしました。

次に、出納室のところで定員管理計画で、兼務になるということが、総務課長との兼務が妥当であるという答弁でありましたけれども、ちょっとそれだけでは納得がいかないと思いますので、こういう兼務によって業務が職員の負担にならないか、改めてお聞きいたします。

それで、定員計画の本文の欄を見ますと、現在これに関わる職員が配置されていないのでありますか。表によりますと、ゼロから0.5の配置をするという欄になっておりますけれども、この関係を明らかにしていただきたいというふうに思います。

それから、まず答弁に基づいて質問いたしますと、査察の体制でありますけれども、計画

的には行われているというご答弁でありました。答弁にもありましたし、昨日消防年報を届けていただきまして、早速見ましたけれども、査察件数が元年度で、年間で2,100ぐらい行われていると。単純に365日で割りますと、5.8件を毎日検査しなければならないという数字に読み取ったのでありますけれども、そういう状況では、非番と時間外の査察では、依然として過重な負担になっているのではないかというふう感じたわけでありまして、この時間外の査察体制というのは、依然として変化がないのでありましようかということを重ねてお伺いをいたします。

それから、発言通告は限られたものでございますので、ちょっと今日の質問の部分で通告に書かなかったところがあったわけでありまして、消防体制の分署間の平準化を図るために、署所の統合、分署の分遣化というのは、現実問題としては現在旧市町村に配置されております分署のうち、どこかがまた分遣所になるという方向を目指しているものでありましようか。

以上についてお伺いをいたします。

○議長（阿部加代子君） 北條次長。

○事務局次長兼企画総務課長（北條光君） それでは、5番瀬川貞清議員のご質問にお答えいたします。

定員管理計画の中で、現在の会計管理者の位置づけが分からないということございまして。会計管理者につきましては、平成30年度から水質管理課長が兼務ということで、現在まで兼務になってございます。このたび定員管理計画を策定する中で、全体の業務量を見直したわけですが、水質管理課においては、し尿処理施設の整備ですとか、たんこう浄水場の最終形とする工事等が予定されておりますので、ちょっと業務が増えるということで、会計管理者につきましては企画総務課長の兼務が適当であるということで整理したものでございます。

以上です。

○議長（阿部加代子君） 及川消防長。

○消防長（及川健君） 消防のほうに関して、2点ご質問がありました。そのうち2点目の定員管理計画のほうに係るものについて、私のほうから答弁をいたします。

定員管理計画の中では、計画を策定するに当たって、業務量を見直したときの増要因、減要因を述べておりますが、その中の減要因として、各署所間の業務量の平準化を図るためという前置きがあるわけですが、その次に署所の統合及び分署の分遣所等への変更を検討ということで、署所の統合、分遣所等への変更そのものを変更するというのを前面に出しているものではなくて、各署所間の業務量の平準化を図るために何ができるかと。例えばの選択肢の一つとして、そういう分遣所等への変更というのも当然あるわけですが、そういったものを何で平準化を図るかとか、できることかというものを次期の計画の策定に向けて検討していこうという中身になります。

以上です。

○議長（阿部加代子君） 千田事務局長。

○事務局長（千田淳一君） 先ほど議員のほうから、ゼロから0.5というところについてのご答弁が漏れておりましたので、私のほうから説明申し上げたいと思います。

計画書案に基づく8ページ、こちらのほうにつきましては、いずれ業務量を数値的に表してみた場合の表し方ということで、出納室については現人数というところでも0.5というところに表示がありますが、いずれ1人分というところの業務量に満たない中で、やりくりをするというところを数字として表すとすればということで、1に満たない0.5というような表示をさせていただいてございます。ですので、出納室については今現在、先ほど申し上げました水質管理課長の兼務ということで会計管理者を行っておりますが、同じ考えで全体の業務量の精査の中で、今度は企画総務課長がそれに併せて室長ということで、1年の業務量については見込みとして変えずに、主任主事というところをゼロから0.5ということで業務量を見込むということで整理した表となっており、全体の数字を足していただくと、全体の現員数である29、あるいは今後の計画においては29が変わらない見込みになったというところを表させていただいたところでございます。

以上でございます。

○議長（阿部加代子君） 平次長。

○消防次長兼消防総務課長（平裕司君） 年間2,100件の立入検査が時間外で行われることによって、職員の負担が大きくなっているのではないかとというふうなご質問、ご指摘について、答弁させていただきたいと思います。

2,100件の中身といたしましては、当然建物をくまなく点検する立入検査も含まれておりますけれども、立入検査によって何らかの不備事項を指摘させていただいた後に、このように改正しましたというふうなことで改正報告書が上がってまいります。その改善内容を確認するために検査をしている件数まで含まれておりますので、この2,100件には。ですので、ボリューム自体に様々なものが含まれているということが前提としてございます。

また、2,100件を立入検査する職員、1人当たり直しますと、1年間で大体16件弱というふうな数字が出てまいります。この16件を必ず2人ペアで執行させますので、2人で32件というふうな数字になりますけれども、これを年間で直しますと2か月に1回程度立入検査の業務を行うことによって、消化できる数字となつてございますので、職員に対してそれほど大きな負担をかけているというふうには認識してございません。

また、時間外対応で立入検査を行うことを直す考えはないのかというふうなご指摘もございましたけれども、現状にあつては、先ほども申し上げましたとおり、それほど大きな負担をかけているというふうには認識してございませんので、今後の予防業務のボリューム等々を考慮しまして、対応については検討してまいりたいと思います。

○議長（阿部加代子君） 5番瀬川貞清議員。

○5番（瀬川貞清君） 答弁の中での出納室の考え方みたいなことについての説明がありました。具体的にどういう感じになるのでありましょうか。主任主事の現人員がゼロで、それを計画では毎年0.5ずつ配置するということでもありますけれども、1人以上配置しなければならないということにはならないのですか。ちょっとこの理解ができませんので、もう一回お願いします。

○議長（阿部加代子君） 北條次長。

○事務局次長兼企画総務課長（北條光君） お答えをいたします。

0.5ということで、1人配置にならないかということのご質問ですけれども、今現在も課をまたがって兼務している職員がございまして。令和3年度におきましては、今まで室長1人と会計管理者でしたけれども、少し体制を増強するという意味で、他課との係の兼務をした職員を1人配置するとともに、会計管理者については先ほど説明したとおり、水質管理課長の兼務から企画総務課長の兼務に移行するというところで整理をしたものでございます。

以上でございます。

○議長（阿部加代子君） 5番瀬川貞清議員。

○5番（瀬川貞清君） 全体として、この定員管理計画は現在の人員を上限とすることを原則として成り立っているために、あちこち苦勞してやりくりをしているというふうに受け止められます。例えば査察の業務外、時間外での業務ということについては、大きな変更が加えられないまま推進されていくというふうに受け止めました。そういうことで、通常のと違いますか、当たり前の業務をしていくためには、依然として定数の見直しというのは必要ではないかと。この計画書の一番最後には、状況に応じて見直しをするという項目がありますけれども、引き続きそういう検討をしていくべきだということを考えてというか、読み取りましたけれども、所見があればお聞きして終わります。

○議長（阿部加代子君） 千田事務局長。

○事務局長（千田淳一君） 今議員のほうから現在の人数が前提として、苦勞してやりくりした結果ではないかと。あわせて、定数の見直しについては検討を進めるべきではないかというようなご発言ということで承りました。今回まずもって議場での当組合の答弁として、定員管理計画の策定について、今年度になってからこのようなご説明になったということからすれば、少し遅くなったというところについては、今後気をつけていかなければならないというところだと捉えております。それをもって、まずは今回5か年ということで、令和3年度から7年度の5か年間において、業務を見通した上で、業務量を見越した上で業務量を考え、それから適正な人員を考えていった結果として、このような計画案になったというところでございます。

先ほど質問いただいたとおり、衛生センターからすれば、出納室が特にも兼務ということで、職員がいろいろな業務に携わりながら、全体の業務を円滑に回すということも含めて整理したものでございます。その結果として、今回、定数の見直しまでには至らなかったと

いうところと捉えてございます。ですので、議員ご指摘のとおり、計画期間5か年間の見直しにおいて、見直さなければならないような重大な事態が仮にあるとすれば、その時点で全体を、そういう重大なことがあれば、見直さざるを得ないものだと。まずは、現時点においては、5か年間の見直しをもって整理させていただいた内容からすれば、定数の見直しまでは至らなかったというふうに整理しております。

なお、ご指摘のとおり、この計画が着実にそのとおり進むのかどうか、きちっと検証しながら取り組んでまいりたいというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（阿部加代子君） 次に、4番千葉康弘議員。

〔4番千葉康弘君登壇〕

○4番（千葉康弘君） 4番千葉康弘です。私は、次の3点について質問いたします。1点目が救命ボート配備について、2点目が家具等再生利用、リユースについて、3点目が奥州金ケ崎行政事務組合の広報の充実について、以上3点について管理者に質問いたします。

最初に、救命ボートの配備について伺います。台風や局所豪雨により、氾濫被害が毎年のように発生しております。昨年は、長野の千曲川の氾濫、決壊、今年は熊本県球磨川の氾濫、平成27年には茨城県常総市で氾濫が発生し、ヘリコプターやボートで救助されるというニュースが何度も放映されました。そのたびに多くの犠牲者が出ております。

奥州市では、今年7月28日、大雨により北上川の水位が上昇しております。大曲橋付近では、水位が4.7メートルにまでなり、近く黒石地区では水害のおそれ、早めの避難をしております。その後、県道が冠水して通行止めも発生しております。前沢、赤生津橋付近では道路が冠水し、通行止めが発生しております。また、その際農道の中にはRV車が運転席まで浸水し、止まった状況でありました。

今回当地域では、人身事故もなく、被害もなく、これでよかったという面もありますが、しかし年々災害が大型化し、誰もが危険が迫っていると心配しているところです。そこで、1点目、ボートの配備の状況について、今後の配備計画について。

2点目が降水時の勤務対応について。

3点目、当地域で内水氾濫、決壊、越水もあり得ます。ボートの配備を急ぐべきと考えますが、その対応について質問いたします。

2点目に、家具等再利用について質問いたします。毎日多くの不用となった家庭ごみとして持ち込まれておりますが、その中にはまだまだ使える家具などもあり、多くは破碎され、ごみとして燃やされております。全くもってもったいないこととなります。燃料を使ってまだ使えるものを燃やし、CO<sub>2</sub>を発生させる。地球温暖化防止の面からも、抑制が今求められているところです。

搬入される家具等も増える中、使える家具として再利用するため、当施設には使える家具等を保管するスペースも確保していますが、その中で利用者に引き渡すリユースをどのよう

に行われているのか。1点目が現状の保管、住民への引渡しについてお伺いいたします。

次に、不用品として持ち込まれた家具の中には、再生利用できるものがありますが、再利用が増えていないというふうに思われます。使える家具等は再利用することでCO<sub>2</sub>の削減につながりますが、その現状について伺います。

次に、当組合ではごみの減量、再利用できる家具は再利用するというところで取り組んでおりますが、なかなかその数が伸びていないという状況にあります。例えば再利用を阻む問題があるとすれば何なのかについて質問いたします。ごみの減量、リサイクル、リユースの中で、家具等の再利用について、今後の当組合の取組、進め方についてお伺いいたします。

3点目に、広報の充実について質問いたします。奥州金ケ崎行政事務組合の事業内容を多くの地域住民に知っていただくことは大切ですが、大方の方は知らないというのが現実かと思われます。平成30年度までは、行政事務組合独自で広報紙を発行していましたが、現在は廃止されております。この事業は、生活に密着した、また住民に知っていただければ、得するような情報がたくさんある中で、1点目、当組合として広報の現状と周知方法についてお伺いいたします。

2点目、現状を知ることで生活者、住民の方にも生活のヒントになることがあるかと思われま。広報の今後の在り方、方向性についてお尋ねいたします。

以上、3点について質問いたします。

○議長（阿部加代子君） 小沢管理者。

〔管理者小沢昌記君登壇〕

○管理者（小沢昌記君） 4番千葉康弘議員のご質問にお答えをいたします。

初めに、1件目の救命ボートなどの配備についてですが、近年大雨による水害は全国で発生しており、いつ、どこで発生してもおかしくない状況にあります。このような災害に対応するため、救命ボートなど水難救助用資材の配備現状については、水沢消防署に船外機付ゴムボート1そう、手こぎ式ゴムボート1そう、さらに全署に救命浮環、浮き輪ですね、浮環と救命胴衣を配備しています。また、今後の配備計画については、消防力整備計画に基づき、順次配備していくものであります。

洪水などの水害発生時には、これらの資機材をフル活用し、初動の救助活動を行うとともに、水難事故に対する円滑な救助活動を実施することを目的として発足した水難事故対応部隊の招集、災害の発生状況によりゴムボートの配置移動、さらに奥州市消防団水難救助隊と連携しながら、救助活動に当たってまいります。

また、孤立した場所で救助を求めている場合には、岩手県防災ヘリコプターを要請し、さらには県内消防相互応援に関する協定に基づき、県内消防本部に対して応援要請を行い、対応していくものであります。

なお、今後のゴムボートを含めた水難救助用資機材の配備につきましては、これまでの災害発生状況を踏まえ、水害の発生危険度の高い地域から順次配備することとした消防力整備

計画を基本としながらも、適宜見直しを含めた適正配置に努めてまいりたいと考えております。

次に、2件目の家具等リユースについてのご質問にお答えいたします。現在組合が取り組んでいる家具等のリユースに係る流れについてであります。使用状況のよい家具などの搬入者に再利用の許可をいただき、その後家具など引取りの申出をされた来場者にお渡しするという流れになっております。

次に、家具などの再利用によるCO<sub>2</sub>削減、家具処理等の現状についてお答えをいたします。粗大ごみの破碎処理後に可燃ごみとして焼却施設へ搬出する量は、令和元年度は約900トンの実績となっており、年々増加する傾向にあります。家具などの再利用により、可燃ごみの全体量が減少すれば、それだけ焼却によるCO<sub>2</sub>削減につながるものであり、環境への負荷が軽減するものと考えております。

次に、再利用を阻む問題点に係る質問についてお答えをいたします。再利用を促進するために、状態のよい家具などの搬入者に対しては、再利用の許可の願いを職員が行っておりますが、ほかの人には使ってほしくないとお断りになられるケースもございます。また、修理などを施すことなく現状のままの再利用であり、粗大ごみの搬入量に対して再利用可能な家具などが少ないことも、再利用の数が伸びない原因の一つであると捉えております。

なお、家具などの再利用数につきましては、昨年度は減少したものの、年々増加する傾向にあると捉えております。

次に、家具等の再利用に係る今後の取組、進め方についてお答えをいたします。他団体においては、多額の費用をもって家具等の修繕などを行い、再利用を促進している事例もありますが、当組合においては比較的状态がよく、また修理などを必要としない現状のまま使用できる家具を希望する住民の皆様は無償で提供する、費用のかからない再利用、リユースを基本として取り組んでいるものであります。今後におきましても、現在の取組を基本としながら、さらにごみ減量につながる家具などの再利用の先進事例等の調査検討を進めてまいりたいと、このように考えております。

最後に、3件目の広報の充実についてのご質問にお答えをいたします。組合事業の広報については、組合ホームページの情報掲載のほか、奥州市、金ケ崎町の広報紙を通じて情報発信するとともに、新聞掲載や奥州エフエム放送を活用して実施しているところでございます。組合事業の現状を広く広報することで、環境問題などに係る取組の一助になると考えておりますので、今後も奥州市、金ケ崎町と連携をしながら、広報のさらなる充実に取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（阿部加代子君） 4番千葉康弘議員。

○4番（千葉康弘君） 何点か質問させていただきます。

救命ボートの配備についてでありますけれども、計画ではこれから5年をかけて配備する、まだ見直しもあり得るというお話をいただいておりますけれども、一番心配されているのは局

所的な豪雨災害、これはいつ起こるか分からない部分があります。現在地球温暖化の影響で、100年に1度、1,000年に1度という水害が毎年のように繰り返されていますので、計画にもありますが、ぜひ早めの配備ということで考えていただければなというふうに思います。

その中で、昨年台風19号で宮城、丸森町では阿武隈川、吉田川の流域で、広範囲な氾濫が発生しております。その中で、痛ましい形で11名の方が亡くなられているということが報じられました。当地域ですと、平成30年6月30日に局地的な豪雨ということで、内水氾濫が発生しております。昨年の10月ですと、台風19号でやはり冠水の被害があったと、このような被害が繰り返されております。これは、災害対策、水害対策を怠るなという警告の部分があるのではないかとというふうに思われます。ぜひ救命ボートの配備を急ぐということ、例えば広範囲な氾濫とか起きた場合のことを想定しますと、動力つきというのが必須になるのではないかと思われます。川の中でも対応できる、負けない、氾濫したとき、また避難できず住民が孤立した場合には、機動力を発揮して救助にも向かうことができる、広範囲に活動できるという部分がありますので、ぜひ動力のついた救命ボートということを考えるべきではないかなと思います、考えをお伺いいたします。

次に、家具等再利用についてでありますけれども、使えるもの、家具、搬入者の方には声がけして、ぜひ許可をいただいて、こちらで使えるような形でやるようにしていただければなというふうに思います。

その中で、先ほどもありましたけれども、CO<sub>2</sub>の削減にもなるでしょうし、使われる方にとっては生活に潤いとゆとりが生まれると、そういうメリットがございます。将来的には、例えば今現在はこちらではやられていないわけですが、リサイクル業者とかシルバー人材センターとか福祉施設というような協力で、家具等の修理とか加工、洗浄、販売というような形で、何らかの形で回るような形も考えるのが一つのやり方かなと思います。それにつきましても、搬入されたときの一声、職員の一声、またこれら使えるかどうかという判断をする目が大事かなと思いますので、そういうこともお考えいただければなと思います。

また、今現在家具等を保管するスペースがあるというのを伺っていますけれども、この活用はどうされているのかなという部分がございます。また、ほとんどの方はもらえるということを知らないでいるかと思しますので、この周知のほうをどのようにお考えになるのかについてお聞きしたいと思います。

今現在ごみの減量、リサイクル、リユースというのは関心が高いわけですので、皆さん方は何かやりたいな、手伝いたいなというふうに思われるかと思えます。特に若い方々は、そういう関心が高いわけですので、ぜひ周知をいただいて、リユースというのを積極的に促進していただければなというふうに思います。

今現在エネルギーの消費を抑えるとか、よりよい環境ということが言われております。この地区もそういうふうにだんだんなっていますけれども、まだまだ活用できる部分があるのではないかなというふうに思われます。限られた資源ですので、環境に優しく持続可能とい

うことで考えていただきたいなというふうに思います。

次に、広報の充実の部分ですけれども、今現在各市町の広報紙というような形で周知されている、またホームページという形もされているというようなことです。また、奥州エフエムとか新聞報道というような形でやられていますけれども、なかなかこれは難しいのかもしれませんが、独自の形の広報はできないものかなというふうに考えております。行政事務組合のお知らせもあるでしょうし、消防関係のお知らせというものもたくさんあるかと思えます。市町の広報紙ですと、埋もれてしまう部分があるかと思えますが、ぜひ受け手、地域の方々に声が届くような形で、広報についてお考えいただきたいと思えます。

以上、3点について質問いたします。

○議長（阿部加代子君） 小野寺消防次長。

○消防次長兼消防救急課長（小野寺和則君） 救命ボート等の配備についてということでご質問いただきました。お答えいたします。

動力つきボートというのは、議員さんご指摘のとおり機動力、推進力はあるものでございます。ただし、水害の現場の状況によれば、例えば浸水の深さ、ひざ丈とか腰丈とか、深さの浅い場所であれば、やっぱり船外機というのはなかなか使用が難しいというものがございます。また、人命救助として想定されるのは住宅地がある場所、いわゆる人が住んでいる地域でございます。そうしますと、浸水によって生活用品であるとか、あるいは様々な資機材等が水中に存在することがありまして、船外機による航行が有効に発揮されないということも考えられるものでございます。

議員さんご指摘の内水氾濫あるいは冠水地域というのは、いわゆる流れの少ない現場だと想定してございます。だとするのであれば、動力つきボートによる活動はもちろん考慮いたします。その上で、動力のないボートによる活動も有効であることは少なくないものであると考えているところでございます。

以上です。

○議長（阿部加代子君） 千田事務局長。

○事務局長（千田淳一君） 家具等のリユース、それから広報について、私のほうから答弁させていただきます。

粗大ごみ処理施設に搬入された家具等の修理、洗浄、加工など、販売する方法のご質問についてですが、管理者が先に答弁いたしましたとおり、他団体においては多額の費用をかけて洗浄、修理を行い、再利用を促進している事例もございます。ただ、当組合におきましては、費用のかからない再利用を基本として取り組んでいる現状にございます。保管スペースにつきましても、今の取組からすれば、不足するということにはなってございません。

議員さんがご提案のリサイクル業者を紹介、シルバー人材センター、福祉施設等の協力による家具等の再利用についてですが、取組の手法の一例として、再利用の促進効果が一定程度期待できるものと捉えます。しかし、当組合に搬入されている、例えば乳母車とかベッド等の

ベビー用品を例に挙げますと、特に使い回しされたと思われるような、かなり状態が悪い、古いというようなものがほとんどでございまして、なかなか再利用ということも実績に結びついていない状況でございます。つきましては、今後、取組事例を広く調査、検証して、当組合における取組が可能かどうかも含めて検討したいと考えてございます。

次に、2点目の家具等の利用が進まないのは、住民に知らない方がいらっしゃるからではないかというご質問でございましたが、現在の住民周知といたしましては、現在の取組からすれば数量に限られる、少ないということもございまして、粗大ごみ処理施設に家具再利用のご意思をお声がけいただく看板設置にとどまっております。ご指摘のとおり、住民への周知方法につきましては、何らかの工夫が必要であると捉えますので、今後は当組合のホームページ、構成市町のホームページや広報紙への掲載など、マスコミへの情報提供など、様々な周知の方法については検討の上、家具等の再利用促進につなげていきたいと考えてございます。

次に、広報の充実についてのご質問でございましたが、議員ご指摘のとおり、当組合の事業は住民生活に根差したものでございまして、住民の方々に適切なタイミングで必要な情報をお届けすべきものと捉えてございます。以前、当組合広報紙がございまして、発行は年2回という取組でございました。年2回では、なかなか適切なタイミングでの情報提供が難しいということもございまして、紙媒体としての情報提供については、構成市町であります奥州市、金ヶ崎町が毎月発行している広報紙、こちらへの掲載に変えて現在対応させていただいているところでございます。今後におきましても、広報の在り方については様々な手法を検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（阿部加代子君） 4番千葉康弘議員。

○4番（千葉康弘君） ありがとうございます。2点質問させていただきます。

救命ボートに関係するのですけれども、氾濫被害をなくするためには、河川の土砂をさらうとか堤防のかさ上げ、道路をかさ上げするとか、いろいろな形があるかと思いますが、これらは当然時間と膨大な費用がかかります。その中で、今進めようとされているボートの各署への配備という形になりますと、やり方によっては早く、もう配備ができるものだというふうに考えております。河川の氾濫時ですと、どうしても取り残された住民の方も出てくるかと思いますが、その場合にはなくてはならない部分がゴムボート、または動力つきになるかと思えます。

以前、一関、東山、川崎、花泉、藤沢で氾濫、冠水が相次ぎました。この際ですと、孤立した住民を救命ボートで搬出、救助しております。最近ですと、岩泉で、4年前ですか、水害で多くの方が亡くなられた、また台風19号でもということでもあります。

当地域では北上川に多くの河川が合流してございまして、その中で今水沢署には船外機付ボートまたはゴムボートがあるということですのでけれども、例えば広範囲な形で氾濫が発生した場

合ですと、1か所に行った場合ですと、他の地区が孤立してしまう。また、ほかから借りてというようなことになりますと、時間的な制約がありまして、救助がうまくできないとかというふうなのがあるかと思えます。今配備できるのであれば、一日も早くゴムボートなり動力がついたボートを配備するべきでないかなというふうに思います。予算的な縛りとか、これはあるというのも重々承知しておりますけれども、やはり人命を守る、これはどなたも考えられると思いますが、優先に考えていただいていると思えますけれども、その中で災害があった後、水害が想定外だったと、あのときボートを配備すればということがないように、早め早めに手を打っていただきたいというふうに思います。

今現在、見直しも含めて考えられているということですので、ぜひぜひこれは前倒し、前倒しということ考えていただかないとならない部分でないかなと思います。ぜひ再度検討をお願いしたいと思います。

次に、広報の充実について質問いたします。なかなか以前のような形で発行するのは難しいという話をいただいておりますが、その中で、今現在各市町の広報紙の中にお知らせということでされていますけれども、なかなかその中に埋もれてしまうという部分もありますので、ぜひ行政事務組合または消防ということで、例えば広報紙の2面、3面を確保してお知らせしていただくとか、このページは必ず行政事務組合または消防からのお知らせだよというふうなやり方もあるかと思えますので、この件を考えていただければなと思います。

ホームページでされているというふうなことを伺っていますが、なかなかホームページまでは見ない部分もあるかと思えます。特に年配の方ですと、情報の遅れになりますので、ぜひぜひホームページだけに頼ることなく、新聞等でも報道されていますけれども、ぜひ工夫されてというほうでやっていただくのがいいのかなと思いますので、検討をお願いしたいと思います。

以上になります。

○議長（阿部加代子君） 小野寺消防次長。

○消防次長兼消防救急課長（小野寺和則君） では、ご質問にお答えいたします。

議員ご指摘のような様々な水害、こういったことが予想されるようなときには、気象情報あるいは気象警報というのが発令されます。そうなりますと、消防本部内では、ご存じかと思いますが、警戒本部あるいは警防本部というものを設置し、水難事故対応部隊の招集、あるいは全ての所属における非番職員の招集を行いまして、災害対応力の強化を図ります。その上で、現有するいわゆるボート、水難資機材等をフルに活用して対応していくものでございます。それでも不足する、さらに消防力が必要となるような災害となれば、ほかの県からの消防の派遣を含めた応援要請を行って、対応に万全を期しているところでございます。

繰り返しになりますが、ボートについては順次配備していきます。その上で、災害の発生状況、あるいは様々な情勢の変化等を捉えて、適正に配置していく所存でございます。

○議長（阿部加代子君） 千田事務局長。

○事務局長（千田淳一君） 私からは、広報についてのご質問にご答弁させていただきます。

議員ご指摘のとおり、ホームページだけではご高齢の方々には特にも伝わりにくいというところは、ご指摘のとおりでございます。

また、行政事務組合の紙面を構成市町のほうに一定程度確保するという取組については、というご提案をいただいたところではございますが、当組合が情報をお届けする中身については、いずれ適切なタイミングで、それから適切、必要な情報というところで、一定程度、業務量がそれぞれ異なるのだろうなということからすれば、今、一定程度紙面をきちんと確保した上で、そこをお願いするようなことにはならないのかなと。やはり適切なタイミングで必要な情報という利用で、ご協力お願いしていくということが適当ではないかなと考えております。いずれ構成市町における広報紙に載せていただくという取組については、高齢者の方も含めて、見ていただける情報ツールでございますので、そこはそれも含めて、在り方については継続して検討してまいりたいと思います。

以上でございます。

○4番（千葉康弘君） 終わります。

○議長（阿部加代子君） 一般質問を終結いたします。

11時25分まで休憩いたします。

午前11時12分 休憩

~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~

午前11時23分 再開

○議長（阿部加代子君） 再開いたします。

~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~

○議長（阿部加代子君） 日程第5、報告第1号、令和元年度奥州金ケ崎行政事務組合胆江広域水道用水供給事業会計資金不足比率の報告を行います。

提出者の説明を求めます。小沢管理者。

○管理者（小沢昌記君） 報告第1号、令和元年度奥州金ケ崎行政事務組合胆江広域水道用水供給事業会計資金不足比率の報告についてを事務局長からご説明申し上げますので、ご了承を願います。

○議長（阿部加代子君） 千田事務局長。

○事務局長（千田淳一君） 報告第1号、令和元年度奥州金ケ崎行政事務組合胆江広域水道用水供給事業会計資金不足比率の報告についてご説明申し上げます。

資金不足比率につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく地方公営企業の経営の健全性を判断するための指標で、この比率が経営健全化基準20%以上となった場合には、経営健全化計画を策定し、健全化を図るための方策を実施しなければならないものとされております。

また、毎年度において前年度決算により算定した指標を監査委員の審査に付して議会に報

告するとともに、住民への公表が義務づけられているものであります。

資金不足比率は、事業の規模、いわゆる営業収益に対する資金の不足額の割合で求められるものであります。令和元年度においては資金に不足が生じていないことから、比率の数値が出ておりませんことを地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定によりご報告申し上げます。

○議長（阿部加代子君） ただいまの報告に対し質問ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部加代子君） 質問なしと認めます。以上をもって報告第1号を終わります。

~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~

○議長（阿部加代子君） 日程第6、議案第1号、奥州金ケ崎行政事務組合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提出者の説明を求めます。小沢管理者。

○管理者（小沢昌記君） 議案第1号、奥州金ケ崎行政事務組合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正についてを事務局長からご説明申し上げますので、ご了承願います。

なお、以下議案第2号から議案第6号までにつきましても同様に事務局長からご説明申し上げますので、ご了承を願います。

○議長（阿部加代子君） 千田事務局長。

○事務局長（千田淳一君） 議案第1号、奥州金ケ崎行政事務組合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正についてをご説明申し上げます。

この改正は、感染症法で規定する感染症の患者の移送等に対応するための感染症患者移送等手当を新設するほか、新型コロナウイルス感染症に対処するための感染症患者移送等手当の特例について規定するため、所要の改正をしようとするものであります。

この条例は公布の日から施行し、令和2年2月1日から適用するものであります。

以上で議案の説明を終わります。何とぞ提案のとおりご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（阿部加代子君） ただいまの議案に対し質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部加代子君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部加代子君） 討論なしと認めます。

これより採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部加代子君） ご異議なしと認めます。よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~

○議長（阿部加代子君） 日程第7、議案第2号、奥州金ケ崎行政事務組合火災予防条例の一部改正についてを議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提出者の説明を求めます。千田事務局長。

○事務局長（千田淳一君） 議案第2号、奥州金ケ崎行政事務組合火災予防条例の一部改正についてをご説明申し上げます。

今回の改正は、対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部改正に伴い、急速充電設備の全出力の上限拡大等について、所要の改正をしようとするものであります。

改正の主な内容は、急速充電設備の全出力の上限を、50キロワットまでのところを200キロワットまで拡大し、併せて火災予防上必要な措置について改めるものであります。

この条例の施行期日は、令和3年4月1日とするものであります。

以上で議案の説明を終わります。何とぞ提案のとおりご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（阿部加代子君） ただいまの議案に対し質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部加代子君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部加代子君） 討論なしと認めます。

これより採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部加代子君） ご異議なしと認めます。よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~

○議長（阿部加代子君） 日程第8、議案第3号、令和2年度奥州金ケ崎行政事務組合一般会計補正予算（第4号）を議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提出者の説明を求めます。千田事務局長。

○事務局長（千田淳一君） 議案第3号、令和2年度奥州金ケ崎行政事務組合一般会計補正予算（第4号）をご説明申し上げます。

別冊の補正予算書の2ページをお開き願います。今回の補正予算は、歳入においては新型コロナウイルス感染症の影響による診療所診療収入の減額及び前年度繰越金の確定、歳出においては異動及び負担率の改正等による職員給料、手当及び共済組合負担金、広域火葬場さくらぎ苑の火葬炉及びごみ焼却施設の補修による工事請負費等について所要の措置をするものであり、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,508万3,000円を追加し、補正後の予算

総額を58億2,063万6,000円とするものであります。

3ページ、第2表、債務負担行為補正であります。債務負担行為補正につきましては、法改正に伴い必要となる消火活動等において、高所で使用する胴ベルト型墜落制止用器具の購入を追加し、円滑な消防活動に備えるものであります。

それでは、補正予算の概要につきまして、歳入歳出事項別明細書によりご説明申し上げます。

7ページ、8ページをお開き願います。最初に、歳入についてであります。2款使用料及び手数料、1項使用料は2,196万2,000円の減額であります。奥州金ヶ崎休日診療所及び夜間診療所の利用者の減少による診療収入の減によるものであります。

6款繰越金、1項繰越金は令和元年度決算の確定により9,504万5,000円を追加するものであります。

9款県支出金、1項県補助金は、休日及び夜間診療所に係る医療機関・薬局等感染拡大防止対策支援事業費補助金200万円を追加するものであります。

9ページ、10ページをお開き願います。次に、歳出についてであります。2款総務費、1項総務管理費は、異動等による職員の人件費の減額等により259万1,000円を減額するものであります。

3款民生費、1項社会福祉費は、異動等による職員の人件費の増額、介護認定審査委員会の書面開催に伴う通信運搬費の追加等により245万7,000円を増額するものであります。

4款衛生費、1項保健衛生費は、異動等による職員の人件費の増額、診療所における新型コロナウイルス感染症院内感染対策に係る消耗品費等、広域火葬場さくらぎ苑の火葬炉補修による工事請負費の追加が主な内容で、1,958万2,000円を増額するものであります。

11ページ、12ページをお開き願います。2項清掃費は、ごみ焼却施設の設備更新による工事請負費の追加が主な内容で、2,260万4,000円を増額するものであります。

13ページ、14ページをお開き願います。5款消防費は、異動による職員の人件費の増額、救急業務における感染症対策のための抗体検査及びワクチン接種手数料の追加が主な内容で、1項消防費を1,378万5,000円増額するものであります。

7款予備費は、歳入から歳出の経費に財源措置した残額1,924万6,000円を追加するもので、年度内の不測の事態に備えるものであります。

以上で議案の説明を終わります。何とぞ提案のとおりご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（阿部加代子君） ただいまの議案に対し質疑ありませんか。

10番今野裕文議員。

○10番（今野裕文君） 総務費か衛生費に関わってお尋ねしますが、新型コロナウイルスの問題で、情報の出し方に疑問を感じるという意見がございまして、ちょっとお尋ねしますが、ここの敷地内の動線についてはご説明をいただきましたけれども、答えられなかったのは、

宿泊先に関する取扱いの在り方がどうなっているのかと。多分宿泊先を公表しないのかという話も含めてだと思っておりますが、そこら辺はどうなっているかお尋ねをしたいというふうに思います。

○議長（阿部加代子君） 千田事務局長。

○事務局長（千田淳一君） ご質問の宿泊先の件でございますが、これについては議員ご指摘のとおり、保健所様からのお話もありまして、公表ということは控えさせていただいているというところでございます。

なお、請負業者が業務に当たるということで、県内の様々な業者様が工事現場に入り、宿泊等地域の宿泊施設をご利用なさっているということにつきましては、当然どの業者のどなたがどこに入っているかということとはきちっと捕捉されており、こちらにもその報告をいただいているという状況であります。

以上です。

○議長（阿部加代子君） 10番今野裕文議員。

○10番（今野裕文君） その際の注意事項とかいろいろあるのだと思いますが、それらはもう明確に公表されているのですか、お尋ねいたします。

○議長（阿部加代子君） 千田事務局長。

○事務局長（千田淳一君） 注意事項につきましては、請負業者の中で、労務に係る衛生管理の範囲の中で、当然コロナに対応するための準備行為として、きちっと周知されております。その周知の取組については、事前に請負業者等からご説明をいただいて、その中で取り組まれていたと。ただ、それをしていたにもかかわらず、あのような事態が起きたので、重ねて対応を求め、それを報告いただいて、今現在はそれで完全に実施いただいているということでございます。

○議長（阿部加代子君） 10番今野裕文議員。

○10番（今野裕文君） それらは公表できるものなのですか。あくまでも相手側の事業所の内示になるということですか。公表できるものなのですか、お尋ねします。

○議長（阿部加代子君） 千田事務局長。

○事務局長（千田淳一君） 取組に係る公表については、先般9月の感染の事例があったときに報道の取材でもお答えしていて、一部公表にはなっておりますが、具体の詳細の、例えばペーパーとか、そういうものにつきましては、請負業者様の関係がございますので、そちらの確認を取った上での対応というふうに捉えてございます。

○10番（今野裕文君） 終わります。

○議長（阿部加代子君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部加代子君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部加代子君） 討論なしと認めます。

これより採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部加代子君） ご異議なしと認めます。よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~

○議長（阿部加代子君） 日程第9、議案第4号、令和2年度奥州金ケ崎行政事務組合胆江広域水道用水供給事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提出者の説明を求めます。千田事務局長。

○事務局長（千田淳一君） 議案第4号、令和2年度奥州金ケ崎行政事務組合胆江広域水道用水供給事業会計補正予算（第1号）をご説明申し上げます。

今回の補正予算は、収益的支出において異動等による人件費の増について補正しようとするものであります。

別冊の補正予算書の1ページをお開き願います。第2条の収益的支出の補正であります。第1款水道用水供給事業費用を14万3,000円増額し、総額5億3,585万1,000円とするものであります。内訳であります。第1項営業費用を14万3,000円増額するものであります。

第3条の債務負担行為であります。令和3年4月からのたんこう浄水場の運転業務の委託に係る準備期間等を確保するため、期間及び限度額を設定するものであります。

第4条の議会の議決を経なければ流用することができない経費の補正は、職員給与費を12万3,000円増額し、1,789万円とするものであります。

以上で議案の説明を終わります。何とぞ提案のとおりご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（阿部加代子君） ただいまの議案に対し質疑ありませんか。

8番有住修議員。

○8番（有住修君） 6ページの債務負担行為についてお伺いいたします。

私は、何年か前から浄水場運転管理が高額であると質問してまいりました。監査委員で監査のときも、たびたび是正するように言いましたが、5年間で2億7,988万4,000円、それを5年間ですと、年間にしますと5,597万6,000円で、高額と考えます。限度額であります。恐らく今のままで限度額に近い金額で契約すると思います。管理費が5年間で2億7,988万4,000円になる、積算をどのようになされたかお伺いします。

また、浄水場の管理は何人ですか、入札か見積りの随契からやって、これから執行するのかをお伺いします。

また、指名は何者、どのような業者を指名するかをお伺いします。

○議長（阿部加代子君） 千葉水質管理課長。

○会計管理者兼水質管理課長（千葉美隆君） 有住議員のご質問にお答えいたします。

最初に、積算はどのようになされたのかという部分でございますけれども、今回の債務負担行為限度額の設定に当たって活用いたしました積算基準につきましては、ほかの多くの団体で使用されている公益社団法人日本水道協会発刊、平成30年12月刊行の「水道施設維持管理業務委託積算要領」に基づいておるものでございます。

それから、浄水場の管理体制ということでございますけれども、今お話しいたしました積算基準に明確に記載されている部分ですけれども、浄水場の業務につきましては運転監視業務と保全業務・保守点検業務の部分の3つがあるものでございます。運転監視業務につきましては、1勤務1管理室当たり基準人数を2人とするというふうに明記されてございます。

それから、入札、見積りなのかという部分につきましては、組合では指名競争入札をしてございます。指名した業者につきましては、前回の契約におきまして15者を指名してございます。入札指名選定基準を基に選定をしたものでございます。

選定の基準についてお話しさせていただきたいと思いますが、選定の基準、6点ございます。1点目が当組合の物品購入等指名競争入札参加資格者名簿の上水道施設管理に登録されている業者であること。

2点目が指名停止基準に基づく指名停止を受けていないこと。

3点目が、処理能力が1万5,000立方メートル／日以上の上水道、浄水施設における運転管理業務委託の元請としての受託実績を有する者であること。ただし、簡易水道、排水処理施設、原水を井戸水及び用水供給からの受水とするものを除くこととしております。

4点目、環境保全への取組及び品質管理向上の観点から、より信用の置ける業者を選定するため、ISO14001及びISO9001の認証を取得している者であること。

それから5点目、水道技術管理者の資格者を有し、かつ専任で配置することができること。

6点目、東北管内に営業拠点があること。

以上の基準を満たす15者として選定したものでございます。

○議長（阿部加代子君） 8番有住修議員。

○8番（有住修君） 指名が15者というのは、ちょっと多過ぎると思いますが、普通は10者以内ではないかと考えるところでございます。

それでは、浄水場の管理を日本水道協会の歩掛かりでという答弁でございますが、恐らく各市町村の水道事業所は、水道協会の歩掛かりで積算をしていないと考えるところでございます。今日の朝、金ヶ崎町の1年間の管理費を聞きますと、1,197万であります。これは、事務所から取水地までの毎週日曜日、それも取水地の管理も含めた形の1,197万であります。これの浄水場の規模は、あまり変わりありません。処理量が幾らか多くても、管理費にはあまり影響ないかと思うところでございます。このような安価な金額で契約できるのは、水道協会の歩掛かりを採用していないということから、こういう金額になるものでないかと思えます。

今回の予算作成には、近隣の市町村の契約額などの聞き取りをしたのでありますか。特に金ケ崎町の聞き取りをしたかお伺いいたします。聞いてどうお考えになったかもお伺いします。

浄水場管理が2名と聞きましたが、数年前、北海道の浄水場の研修で、無人化の管理を研修いたしました。金ケ崎町は、管理は無人化になってございます。今回の債務負担行為の予算化で、無人化は考えなかったのかをお伺いします。浄水場管理に2人を配置するというのは、恐らく濁度が高くなっての対応などではないかと考えますが、1年間にそのように濁度が高くなったり、トラブルが何回発生したのかお伺いいたします。

○議長（阿部加代子君） 千葉水質管理課長。

○会計管理者兼水質管理課長（千葉美隆君） 1点目の近隣市町村の契約額等聞き取りをしましたかという部分についてですけれども、お隣にございます岩手中部水道企業団のほうで1点お伺いしてございます。そちらのほうでは、3年間の契約期間で1億9,872万円というふうに伺ってございます。それを年額に換算しますと、6,624万円というふうにお話を伺ってございます。

それから、奥州市、金ケ崎町さんのほうにもお話をお伺いしました。奥州市の浄水場の運転管理業務の部分につきましては、積算基準は当組合と同様の日本水道協会刊行物を使用しているということでした。奥州市の契約額につきましては、聞き取りの結果、税込み3億980万1,790円とお伺いいたしまして、5年間の契約をしているものというふうにお伺いしてございます。これらの金額につきましては見ますと、1年当たり6,196万円とお伺いしてございます。

金ケ崎町さんの部分につきましては、聞き取りの結果、見積額による業務委託の積算、見積額をもって業務委託の積算額としているとのことでした。

それから2点目、北海道での研修の部分で、無人化を研修しましたということですが、平成29年に石狩東部広域水道企業団をご視察いただきました。こちらの企業団の部分につきましては、浄水場が漁川系浄水場と、千歳川浄水場という2つがございます。ご視察いただいたところは、千歳川浄水場でございます。この監視につきましては、実は漁川浄水場のほうで遠方の一元監視としているものでございますので、漁川浄水場のほうから千歳川浄水場を監視していたということで、視察いただいたところは無人でしたけれども、浄水場の管理につきましては無人で管理をしていないという結果でした。

それから、1年間に何回トラブルがあったのかという部分ですが、トラブルがあったかと聞かれれば、トラブルはございません。この部分につきましては、胆沢ダムの原水の水質をリアルタイムで監視してございます。トラブルを未然に防止するよう対応しているためでございますので、2人で対応されてきたかということにつきましては、昨年1度浄水処理のほう少し難しい部分、具体的に言いますと、笹濁りという凝集処理の難しい微粒子の浄水処理が難しい部分があったので、その時点では受託者の営業所の水質担当の方に

来ていただきまして、基準内で送水できるように調整をしていたという部分でございます。

以上でございます。

○議長（阿部加代子君） 8番有住修議員。

○8番（有住修君） 質問が3回になりますが、議長にお伺いしますが、金ケ崎町議会では議案については3回の質問、議長が認めれば4回となっております。奥州金ケ崎行政事務組合議会には、何回の質問ができるかをお伺いしたいと思います。

それでは、3回目の質問をしたいと思います。今、年間トラブルはありましたかと聞きましたが、1回もなしと答えを先ほどいただきました。何もトラブルがないのに、何で2人が常駐しなければいけないのかと。それも夜間も常駐しているのでしょうか、恐らく。そういうのが私は理解できません。平常業務は何をしているのですか、そもそも毎日2人もいて。それをお答えをお願いします。

また、この債務負担行為が可決されますと、5年間の期間であり、限度額で毎年入札か見積りによる随意契約で予算執行されていくと思いますが、我々議員は任期は4年でございます。そうしますと、これが決まりましたら、もうこれに参加することはないといえますか、関わりがなくなります。やはり5年というのは、ちょっと長過ぎるのではないかと。ある程度、3年とかの検討が必要ではないかと思っておりますので、お伺いいたします。

今後、この債務負担の限度額の決定でありますので、毎年度予算執行はいろいろお考えになってやると思っています。日本水道協会の歩掛かりでやったのがそのままとして予算執行するというだけでなく、いろいろ無人化を考えると、そしてできるだけ安く契約するとか、そういう考えを持っての今後の限度額での予算執行をお願いしたいと思います。

私は、この浄水場管理につきましては、何回か質問してございます。監査委員をやっても、監査での質問、是正をしたほうがいいのではないかとということをお話ししてきましたが、今回の債務負担行為を提出されて、何も変わらなく、高額な債務負担行為が提案されました。私は残念に思っています。やはりある程度言われたら、こういう考えを持ってこうやりましたとか、そういう答えが返ってきてほしかったと思います。今後の5年間の債務負担を可決したら、毎年度どうするかということを考えながら、予算執行を望むものでございます。

終わります。答弁をお願いします。

○議長（阿部加代子君） 有住修議員の質問の回数につきましてですけれども、会議規則によりまして3回と規定をされておりますが、議長の許可があった場合は発言を許可することになっておりますので、ご答弁に納得できないときは4回目でも可能でございます。

千葉水質管理課長。

○会計管理者兼水質管理課長（千葉美隆君） たんこう浄水場における平常業務は何をしているのかというご質問について、お答えをさせていただきたいと思っております。

運転監視操作業務の部分につきまして、監視室の業務でございます。具体的には水運用の

管理、水量管理、水質管理、施設管理、危機管理等に対するシステム及び機器類の監視と運転操作を行っているものでございます。また、故障発生時の復旧及び連絡対応等も行う業務でございます。

それから、これは日常業務の部分で、業務継承と引継ぎの部分、それから報告書等の作成、整理、マニュアルの作成と見直し、水質監視業務、それから水質検査業務、そして凝集処理を確認するジャーテストを随時行っているところでございます。先ほどお話しいたしましたとおり、有人監視することによって、ダムの原水の状況をリアルタイムで把握しながら、浄水処理に適切に対応するため、その部分については必要なのではないかというふうに考えてございます。業務の内容につきましては、以上でございます。

それから、先ほど金ケ崎町さんのほうの調査結果について、少し不足している部分がありました。金ケ崎町さんの部分では、1年間の契約期間ということで、ここ15年ほど同一の業者が受託されているとのことでした。契約の手法についてですが、組合では奥州市と同様に指名競争入札を採用しており、金ケ崎町では1者による随意契約ということでございます。金ケ崎町の業務委託に係る仕様内容がどのようなものか、詳細に確認できてはいないものですが、内容を調査、検討し、組合の業務委託料の軽減に効果がある部分については、採用も検討して考えていきたいと、このように思っております。

以上でございます。

○議長（阿部加代子君） 8番有住修議員。

○8番（有住修君） 3回ということですが、4回いたします。議長には、配慮ありがとうございます。

私が言いたいのは、奥州市、金ケ崎町からの金をもって経営しているということを考えていただきたいと思うのです。やはりやるなら安価なもので契約するというのが普通ではないですか。ほかのところは3億、2億やっていますが、やはり経営者としたらどれだけ安くできるのかと、金ケ崎町が1,197万でやっていると、こういうのを参考にしながら、できるだけ安く、安価な契約をして、値上げということも考えていたでしょう。そういうことを考えるならば、自分らができるだけ契約的には安価にして、経営をよくするということを考えなければいけないのではないかと。両市町からお金が来るからまずはいいいというものではないと私は思います。やはりできるだけ安くして、値上げをできるだけ抑えるというふうな考えを持ちながら、今後の契約をお願いしたいと思います。

終わります。

○議長（阿部加代子君） 千田事務局長。

○事務局長（千田淳一君） 議員のご指摘はそのとおりだと私も思います。当組合におく事業、特に水道事業については、構成市町からの資金を頂きながら、当然その経営を考えながらということについては、議員ご指摘のとおりでございます。当組合としても、きちっとそれを踏まえた上で今までも取り組んできましたし、今後についても同様に様々考えて取り

組むべきものと捉えてございます。当組合としても、公共団体でございますので、経費をかけるに当たっては最大の効果を求めるという考え方については、いずれの事業についても同様に考えながら進めるということについては、変わりはありません。

ただ、現時点において、安心して安全に継続して上水の供給をさせていただくということからすれば、水道協会歩掛かりの使用の是非とか、様々考え方はあるかもしれませんが、今回ご提案させていただいた中身、この内容をもって進めさせていただきたいと捉えてございますので、どうぞご理解いただきたいと思います。

○議長（阿部加代子君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部加代子君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部加代子君） 討論なしと認めます。

これより採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部加代子君） ご異議なしと認めます。よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

昼食のため午後1時5分まで休憩いたします。

午後零時06分 休憩

~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~

午後1時02分 再開

○議長（阿部加代子君） 再開いたします。

~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~

○議長（阿部加代子君） 日程第10、議案第5号、令和元年度奥州金ケ崎行政事務組合一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提出者の説明を求めます。千田事務局長。

○事務局長（千田淳一君） 議案第5号、令和元年度奥州金ケ崎行政事務組合一般会計歳入歳出決算認定についてをご説明申し上げます。

別冊の決算書の1ページ、2ページをお開き願います。歳入総額は84億9,603万3,273円、歳出総額は83億6,755万8,328円、歳入歳出差引き残額は1億2,847万4,945円であります。

3ページ、4ページをお開き願います。最初に、歳入の状況であります。収入済額、1款分担金及び負担金60億4,992万7,000円、2款使用料及び手数料3億1,777万8,573円、3款国庫支出金18億8,643万6,936円、4款財産収入1,506万1,506円、5款寄附金収入なし、6款繰越金1億5,577万7,124円、7款諸収入2,516万6,647円、8款組合債4,570万円、9款県支出金18万5,487円であります。

次に、5ページ、6ページをお開き願います。歳出の状況であります。支出済額、1款議会費120万7,535円、2款総務費8,177万2,815円、3款民生費3,776万3,378円、4款衛生費63億6,049万4,137円、5款消防費17億7,080万8,902円、6款公債費1億1,551万1,561円、7款予備費支出なしであります。

次に、歳入の主なものをご説明申し上げます。9ページ、10ページをお開き願います。1款分担金及び負担金、1項分担金は、構成市町からの分担金60億4,992万7,000円であります。

11ページ、12ページをお開き願います。2款使用料及び手数料、1項使用料は6,904万7,381円で、休日及び夜間診療所の診療収入、広域火葬場、広域交流センターの使用料であります。2項手数料は2億4,873万1,192円で、衛生センターのごみ及びし尿処理手数料が主なものであります。

3款国庫支出金は18億8,643万6,936円で、ごみ焼却施設の長寿命化事業に係る循環型社会形成推進交付金が主なものであります。

13ページ、14ページをお開き願います。4款財産収入、1項財産運用収入は34万3,156円で、胆江地区広域交流センターの建物貸付けによる行政財産使用料が主なものであります。2項財産売払収入は1,471万8,350円で、基幹改良工事で発生した鉄くず及び粗大ごみの処理等により生じる鉄くず売払収入が主なものであります。

6款繰越金は1億5,577万7,124円で、平成30年度からの繰越金であります。

7款諸収入、1項預金利子は173万7,631円であります。2項雑入は2,342万9,016円で、東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う損害賠償金、岩手県防災航空隊派遣職員負担金、高速道路からの搬入ごみ処理料、高速道路における救急業務に係る支弁金が主なものであります。

15ページ、16ページをお開き願います。8款組合債は、基幹改良工事に係る衛生債2,730万円、消防車両更新に係る消防債1,840万円であります。

9款県支出金は18万5,487円で、ラグビーワールドカップ2019釜石開催における消防活動の応援に係る消防・救急体制整備費補助金であります。

次に、歳出の主なものをご説明申し上げます。19ページ、20ページをお開き願います。1款議会費、1項議会費は120万7,535円であります。

2款総務費、1項総務管理費は8,156万3,464円あります。

23ページ、24ページをお開き願います。2項監査委員費は20万9,351円あります。

3款民生費、1項社会福祉費は3,776万3,378円で、介護認定審査会の運営費等であります。

25ページ、26ページをお開き願います。4款衛生費、1項保健衛生費は1億7,822万7,409円で、休日及び夜間診療所、広域火葬場、広域交流センターの管理運営費が主なものであります。

35ページ、36ページをお開き願います。2項清掃費は61億8,226万6,728円で、衛生センターのごみ処理施設及びし尿処理施設、最終処分場の施設に係る管理運営費のほか、ごみ焼却

施設の長寿命化に関する経費が主なものであります。

49ページ、50ページをお開き願います。5款消防費、1項総務管理費は3億3,032万9,690円で、消防本部職員の人件費が主なものであります。

51ページ、52ページをお開き願います。2項消防費は14億4,047万9,212円で、消防署、分署等における人件費及び消防業務に係る経費のほか、水槽付消防ポンプ自動車等の車両更新に係る経費が主なものであります。

57ページ、58ページをお開き願います。6款公債費、1項公債費は1億1,551万1,561円で、衛生債及び消防債の元利償還金であります。

59ページをお開き願います。実質収支に関する調書であります。1、歳入総額84億9,603万3,000円、2、歳出総額83億6,755万9,000円、3、歳入歳出差引額1億2,847万4,000円、5、実質収支額1億2,847万4,000円であります。

以上の内容でございますが、何とぞ原案のとおり認定賜りますようお願い申し上げまして、説明を終わります。

○議長（阿部加代子君） ただいまの議案に対し、質疑ありませんか。

3番高橋浩議員。

○3番（高橋浩君） 私は、大きく分けまして2点。1つは消防費、決算書の52ページ、5款1項1目19節負担金、補助及び交付金の中の下段のほうの消防通信指令事務協議会経費負担金、ここの5,500万円余の詳細等について、どのようなものかお尋ねをいたします。

それと、主要施策の成果に関する報告書3ページ、4ページ、総務費、総務管理費についてお伺いをいたします。3ページには、総務費の中で研修等の他団体主催研修と上のほうにございます。その中で、一般職員研修基礎Ⅰ、Ⅱ、Ⅲとございますが、この内容。それと、その下にメンタルヘルス研修がございます。この辺の研修の内容をお伺いいたします。

それで、(2)、組合単独研修としまして、その下にハラスメント防止研修、2日間で199名でございます。この概要等についてお伺いをいたします。

めぐりまして4ページ、これは職員等の健康診断も含めてのことだと思います。中間のところストレスチェック1回、対象者201名とございます。この辺の概要についてお伺いをいたします。

○議長（阿部加代子君） 小野寺消防次長。

○消防次長兼消防救急課長（小野寺和則君） 最初のご質問です。消防通信指令事務協議会経費負担金およそ5,500万とありますが、この5,000万ほどは消防通信指令システムのデジタル無線の保守委託料でございます。これが1年間負担するので5,000万円。残りの500万ほどは、電話代、電気料等々需用費、消耗品等の経費となっております。

以上でございます。

○議長（阿部加代子君） 北條次長。

○事務局次長兼企画総務課長（北條光君） それでは、私のほうから一般管理費に係る質問

についてお答えをいたします。

まず、一般基礎研修、それからメンタルヘルス研修、ハラスメント研修の概要についてでございます。一般職員研修につきましては、岩手県市町村職員研修協議会に負担金を拠出してございまして、これに職員が研修ということで参加をさせていただいているものでございます。内容につきましては、役職、階級、職務に応じたスキルアップのために研修を受講しているものでございます。

続いて、メンタルヘルス研修でございますけれども、こちらにつきましてはメンタルヘルスに関する知識を身につけるとともに、自分だけではなくて、ほかへの対応を理解して、心身ともに良好な職場を築いていくことを目的とした研修でございます。係長以上の職員で受講をいたしまして、日頃の業務の活用に努めてまいりたいと思います。

続いて、ハラスメント研修でございます。こちらについては、パワーハラスメントに関する知識を身につけるとともに、職員全員がお互いに尊重し合い、パワーハラスメントを起こさない、よりよい働きやすい環境の職場をつくるということを目的とした研修でございます。内容を申し上げますと、まずはパワーハラスメントとは何かということを知ることと、行為者の責任、それから職場が求められるものを理解する。それから、パワーハラスメントをなくすためにはどうすればよいかを学ぶ等について、研修を行っております。これについては、職員全員で研修を行いまして、日頃の業務に活用してまいりたいと考えております。

続いて、実績報告書の4ページのほう、健康診断の表の部分についてご説明をいたします。職員健康診断につきましては、職員の健康管理を行うために、生活習慣病予防の健診を年1回実施しているところでございます。記載のとおり、循環器系健診、大腸がん検診、胸部エックス線等の検診を行ってございます。これについては、検診で異常が見つかった場合については、医療機関において再検査をお願いしているところでございます。

最後に、ストレスチェックでございますが、これについては毎年実施しているものでございます。ストレスチェックシートを記載いたしましたものを予防医学協会のほうにお願いして、分析を行っていただいております。健康を統合リスクとして、結果として数値化で表しているものなのですが、全国平均では100という数字になっておりますが、当組合におきまして今回の結果については91ということで、これについては数値が小さいほうがストレスが少ないというふうに判断されるものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（阿部加代子君） 3番高橋浩議員。

○3番（高橋浩君） ありがとうございます。健康診断等につきましては、ご説明受けまして、職員の方々の健康を十分意識して行っている、そしてあと職員研修も職員の方の職場の環境をよくしたり、今後の組織の醸成のためにやっているということを理解できました。

それで、消防費の関係なのですけれども、決算書の52ページの消防通信指令協議会運営負担金ということでしたけれども、5,000万余については保守点検費用だということでしたけれ

ども、行政組合の中での奥州消防の通信費の保守に限られているわけでございましょうか、その辺を改めてご説明いただければと思います。

○議長（阿部加代子君） 小野寺消防次長。

○消防次長兼消防救急課長（小野寺和則君） ただいま議員さんおっしゃられたように、うちの組合での負担でございます。全体で総額がありまして、それを盛岡消防本部、北上消防本部、あとはうちの奥州金ヶ崎行政事務組合、それぞれの人口割を基にして負担をしているわけでございます。人口割だけではないのですが、主なものは人口割。国勢調査の人口で、うちの組合の割合が19.02%でございます。それで算出された金額がおおよそ5,500万という中身でございます。説明不足で申し訳ございません。

○議長（阿部加代子君） 3番高橋浩議員。

○3番（高橋浩君） 納得いたしました。要するに3消防地区の共同の負担金だということなわけですね、分かりました。

そうしますと、改めてお伺いいたします。今後の消防施設の負担金、維持していかれると思うのですが、今後の経費の上限の推移がこれからまたさらに増えていったりするものなのか、それとも全体でほかの消防本部とかが入ることによって軽減がされるとか、そういうような見通しというのが、金額が変更されるような見通しがあるのかどうかをお伺いいたします。

そしてもう一点ですが、健康の関係なのですが、ストレスチェックと、あとパワーハラスメントの研修についてですけれども、今後もこういう社会情勢であったり、職場環境の中でそういうことは非常に重要なことになっていくと思います。今後の事務組合の中での職員の健康管理について、どのような所見をお持ちなのかお伺いをして終わります。

○議長（阿部加代子君） 小野寺消防次長。

○消防次長兼消防救急課長（小野寺和則君） お答えいたします。

経費負担金につきましては、上下はさほどございません。むしろ保守負担金については、毎年保守やっているわけで、事実上設置した業者さんに保守をお願いしているわけですが、毎年の保守をやって、見直しを行って、保守料そのものは若干ながら減額ぎみということでございます。したがって、うちの組合の負担金額もおおむね5,500万前後で、運用開始からこれまで来ているものでございます。

あと、今後の見通しにつきましては、まだ検討段階なのですが、もしかすると通信指令事務そのものが岩手県で1つになる可能性もあるわけです。今やっとなんかそれを検討し始めたというところで、それが仮に岩手県で1つになる、あるいは県全体で2つになるという案もいろいろあるのですが、そうなった際には負担金はまた改めて計算し直されますので、果たしてこの金額でいくのかどうかということとは不透明ですが、それがやっとなんか後の話になりますが、検討が始まったという状況でございます。

以上です。

○議長（阿部加代子君） 千田事務局長。

○事務局長（千田淳一君） ご質問の健康管理の今後の取組についてというところでご答弁申し上げます。

いずれにいたしましても、当組合におかれます共同事務においては、専門性なり特殊性がございますので、その意味では人材の育成と併せて健康管理、メンタルも含めて、きちっと規定で対応していくということが必要と考えます。ついては今決算でお示した内容で、さらにこれを踏襲しながら、必要があれば加えるような形で、今後取り組ませていただきたいと考えております。

以上です。

○議長（阿部加代子君） 10番今野裕文議員。

○10番（今野裕文君） 常備消防に関わって、救急搬送についてお尋ねしますが、もしかすれば消防白書見れば分かることなのかもしれませんが、脳外科さんと産婦人科さんがいなくなって大変だとみんなして言っていますが、管内から管外に救急搬送している件数というのは、今すぐ分かりますか。

○議長（阿部加代子君） 休憩したほうがいいですか、後にして間をつなぎますか。

10番今野裕文議員。

○10番（今野裕文君） 現状後で教えてもらうようにお邪魔したいと思います。お願いします。

○議長（阿部加代子君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部加代子君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部加代子君） 討論なしと認めます。

これより採決いたします。本案は原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部加代子君） ご異議なしと認めます。よって、議案第5号は原案のとおり認定することに決しました。

~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~

○議長（阿部加代子君） 日程第11、議案第6号、令和元年度奥州金ケ崎行政事務組合胆江広域水道用水供給事業会計利益の処分及び決算の認定についてを議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提出者の説明を求めます。千田事務局長。

○事務局長（千田淳一君） 議案第6号、令和元年度奥州金ケ崎行政事務組合胆江広域水道用水供給事業会計利益の処分及び決算の認定についてをご説明申し上げます。

決算状況について、別冊の決算書1ページ、2ページをお開き願います。収益的収入及び

支出の状況であります。水道用水供給事業収益は営業収益 4 億 4,213 万 8,135 円、営業外収益 8,002 万 5,570 円で、総額 5 億 2,216 万 3,705 円であります。

次に、水道用水供給事業費用は、営業費用 3 億 9,551 万 7,461 円、営業外費用 1 億 1,477 万 6,038 円で、総額 5 億 1,029 万 3,499 円であります。

5 ページをお開き願います。この結果、令和元年度は 1,178 万 9,886 円の純利益が生じております。

戻りますが、3 ページ、4 ページをお開き願います。資本的支出の状況であります。資本的収入は建設改良費 96 万 5,320 円、企業債償還金 2 億 9,366 万 1,910 円で、総額 2 億 9,462 万 7,230 円あります。

資本的支出不足額 2 億 9,462 万 7,230 円は、当年度分消費税資本的収支調整額 8 万 320 円及び過年度分損益勘定留保資金 2 億 9,454 万 6,910 円で補填しております。

次に、8 ページをお開き願います。剰余金処分計算書案であります。令和元年度末の未処分利益剰余金は 5 億 2,739 万 1,761 円で、その内訳は令和元年度の純利益 1,178 万 9,886 円、地方公営企業会計基準の見直しによる移行処理により生じた平成 25 年度以前の長期前受金収益化額、減価償却費のうち国庫補助金相当額等 5 億 1,560 万 1,875 円あります。

毎事業年度生じた利益の処分につきましては、地方公営企業法第 32 条第 2 項の規定により議会の議決を経て行わなければならないとされていることから、令和元年度の純利益 1,178 万 9,886 円を議会の議決を経て減債積立金に積み立てようとするものであります。

なお、会計基準の見直しにより生じた 5 億 1,560 万 1,875 円につきましては、従前資本剰余金に整理していた額の一部を利益剰余金に振り替えたものであり、現金としてあるものではございません。

12 ページをお開き願います。水道用水供給事業の概況ですが、令和 2 年度から令和 4 年度までの用水供給料金を改定いたしました。改定料金は、平成 30 年度から企業債の借換えを廃止したことに伴い、新たな起債を行わないことによる代替財源等を確保しつつ、改定後の料金高騰の抑制に配慮したものとしております。

水道用水供給の状況につきましては、奥州市内 7 か所の受水池へ供給し、年間供給水量は 379 万 5,268 立方メートル、平成 30 年度と比較して 5 万 6,768 立方メートルの減、年間総有収水量は 373 万 3,082 立方メートル、前年度比 5 万 7,592 立方メートルの減となっております。

以上の内容でございますが、何とぞ原案のとおりご議決及び認定賜りますようお願い申し上げます。説明を終わります。

○議長（阿部加代子君） ただいまの議案に対し質疑ありませんか。

4 番千葉康弘議員。

○4 番（千葉康弘君） 3 点質問いたします。

1 点目は、未稼働資産 97 億余りの処分がありますけれども、処理方法がありますけれども、これをどのようにお考えになっているのか、また方向性について質問いたします。

次に、各市町の使用水量というのを見定めているということですが、これが令和3年度中に決められるというようなことですが、その中で今回は用水供給量が少なくなっていますけれども、それによりまして多くなったりとか少なくなったりするかと思います、その中で水道用水供給料金にどのように反映されるのかについて質問いたします。

最後に、今後新たな形で水道用水供給事業の工事は進められるというふうに考えられているのですが、その中で国とか県から今までダムを造るとか、施設を造るというようなことで補助をいただいているわけですが、この返還について国とか県とかで協議されているように聞いていますが、その返答といいますか、感触というのはどのようなものなのか、もしお話しできるのでしたらお聞きしたいと思います。

以上、3点になります。

○議長（阿部加代子君） 千葉水質管理課長。

○会計管理者兼水質管理課長（千葉美隆君） 千葉議員のご質問にお答えいたします。

1点目の97億、建設仮勘定で整理しているかという、それらの処分、処理の方法、それから方向性ということでございます。2点目の質問とも関連するわけでございますけれども、たんこう浄水場につきましては、第4期整備のうちの第2期整備まで終了してございます。今現在として未完成の浄水場ということになってございますので、完成をさせるための工事が必要であろうと考えてございます。それを令和3年度までに、たんこう浄水場に求められる水量に応じて工事をいたします。工事をいたしました後に、例えば3万トンで終了しましたといった場合は、3万トンに見合う会計処理ということで、減損減資を含めて建設仮勘定を本勘定のほうへ振り替えていくということでございます。

それから、料金への反映ということでございますけれども、料金への反映の部分につきましては、現在の料金につきまして、令和2年度から4年度までに係る総括原価を主体として設定させていただいているものでございます。その後の部分、令和5年度から令和7年度までの部分と次回はなろうとは思いますが、その部分で動きがあれば、反映されるものというふうに考えてございます。

最後に、3期工事ということで、未完成の浄水場の工事は進めると、そうした場合の国、県からの補助金の返還の部分の協議についての感触というか、見込みということでございますが、そちらのほうにつきまして、補助金返還等の対象にならないように、どのような手順をもって進めたらよろしいですかという部分のご相談をしながら進めていくということでございます。

以上でございます。

○議長（阿部加代子君） 4番千葉康弘議員。

○4番（千葉康弘君） ありがとうございます。

前から言われていまして、一番気になっているのが建設仮勘定のほうの97億がこれからどうなるのかなという部分がありますが、その辺について、もしお話しできるのでしたら、そ

の部分特にお聞きしたいなと思いますが、お願いします。

○議長（阿部加代子君） 千葉水質管理課長。

○会計管理者兼水質管理課長（千葉美隆君） 1点目のご質問と重複する部分になりますけれども、建設仮勘定の部分につきましては、現在4万3,500トンに対して、1万4,600トン見合いの浄水場の整備がなされているという部分で、残りの3分の2の部分を建設仮勘定に置いているということでございます。先ほども申し上げましたけれども、その部分、現在の1万4,600トンの部分が仮に3万トンの浄水場ができたとした場合に、3万トン見合い分を本勘定のほうへ振り替えるという部分です。残りの部分につきましては、減損減資という部分がその会計処理をもって適正な金額で料金のほうへ反映させていこうとしているものでございます。

○議長（阿部加代子君） 10番今野裕文議員。

○10番（今野裕文君） 今のに関連してなのですが、よく分かりませんでしたけれども、国と県と令和元年度において、具体的にどういう交渉をされたのかというのはお話しできないのですか。交渉に入る段階が終わったのだというふうに私は思っていますけれども、それが具体的に今交渉に入れているのか。今というか、元年度に入れたのですかということをお尋ねします。

それから、企業債の利息と企業債償還金ですが、借換えをやめたということで、多分計画どおりお支払いなのだと思いますが、借換えをやめた分としてどれだけあるのかお知らせいただきたいと思います。

○議長（阿部加代子君） 暫時休憩いたします。

午後1時40分 休憩

~~~~~○~~~~~○~~~~~

午後1時43分 再開

○議長（阿部加代子君） 再開いたします。

千葉水質管理課長。

○会計管理者兼水質管理課長（千葉美隆君） 1点目のご質問、国、県との協議の進捗状況というご質問でございましたけれども、岩手県のほうと交渉というか、協議をさせていただいている段階でございまして、令和元年度におきましては国との直接的な協議は、当組合としてはしてございませんけれども、岩手県が国のほうへご相談をしには行っているという状況でございました。

それから、企業債償還金、借換えをやめた部分ということでございますけれども、建設元金債及び建設利息債の利用開始に伴う利息の削減効果ということだと思います。その部分でお答えいたします。組合の施設整備は、国庫補助金出資金及び企業債を財源として施設整備をしてきております。建設時に創設事業債として借入れした分の元利償還金のうち、未稼働資産相当につきましては、建設利息債、建設元金債を活用し、新たな借金により償還するこ

とで利息を生むという状況でございましたので、平成30年度から企業債の借換えを廃止してございます。この企業債の借換えを廃止したことによる不要な利息の削減効果につきましては、1億8,000万円程度と見込んでいるものでございます。

以上でございます。

○議長（阿部加代子君） 10番今野裕文議員。

○10番（今野裕文君） 今後の流れとして、どういう詰めになっていくのかというの、全く展望ないのですか。いつ頃に交渉が終わるのかも含めて、どういうイメージでおられるのかお尋ねします。

○議長（阿部加代子君） 千田事務局長。

○事務局長（千田淳一君） 今ご質問のありました国、県、先ほど課長から答弁申し上げたように、県を介してまずは国へのご相談のアプローチというところで、今とどまっているということでございますので、いずれにしてもきちっと国のほうにご相談させていただけるような取組を岩手県さんに継続的に、切れることなくお願いして、先に進めるような取組を組合としては進めてまいりたいと思います。

○議長（阿部加代子君） 10番今野裕文議員。

○10番（今野裕文君） 何回もすみません。焼却炉もそうなのですから、どうも先が見えないのですけれども、それは今の時点ではきちっとした検討はないということに理解しているのですか。

○議長（阿部加代子君） 千田事務局長。

○事務局長（千田淳一君） なかなか皆さんに明確に、こういう形になるというアクションプラン的なスケジュールが現時点ではお示しできていないがために、いろいろご不安、ご心配をおかけしている内容なのだろうと捉えてございます。いずれにしても、構成市町と協議において確認した内容をもって取り進めるということについては変わりがないので、それからすれば、まずもって県を介して国にきちっとご相談申し上げると。その内容を踏まえた上で、さらにどうするかというところが必要なのだろうというところからすれば、現時点については岩手県さんのほうで止まっているというところがありますので、予定している内容をきちっと進められるように、これから進めてまいるというところでございます。

○議長（阿部加代子君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部加代子君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

10番今野裕文議員。

○10番（今野裕文君） 胆江広域水道用水供給事業、令和元年度の決算に反対の立場でお話をさせていただきます。

私は、企業団の時代から過大設備投資であるということで、2期工事以降の事業の見直し

と責任水量の制度そのものの見直しを国に求めるよう、繰り返し提言をしてまいりました。今般の企業債の借換えをしないということにしたこと、それから事業の見直しをするということについては、大いに評価をしたいというふうに思います。

あわせて、未稼働資産に関わる償還分と、それから減価償却分、これについては水道用水供給単価に反映をさせるべきでないという立場で予算案にも反対をしております。状況は基本的に変わりませんので、私は本決算については反対をするものであります。構成市町においては、水道料金の引上げはされていないというふうに思っておりますけれども、いずれそういう料金に過大設備投資分を上乗せする制度には賛成できませんので、反対をいたします。

以上であります。

○議長（阿部加代子君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部加代子君） 討論を終結いたします。

これより採決いたします。本案は原案のとおり可決及び認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（阿部加代子君） 起立多数であります。よって、議案第6号は原案のとおり可決及び認定することに決しました。

以上をもって今期定例会に付議された事件は全て議了いたしました。

これをもって令和2年第2回奥州金ヶ崎行政事務組合議会定例会を閉会いたします。一同ご起立願います。お疲れさまでした。

午後1時50分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

令和2年10月30日

奥州金ヶ崎行政事務組合議会

議 長 阿 部 加代子

7 番 廣 野 富 男

8 番 有 住 修